

株式会社T B I の破産手続開始決定に関するお知らせ

令和5年9月8日

弁護士法人阿久津真也綜合法律事務所

株式会社T B I は、メディカル・サービス法人として「ウルフクリニック」の病院運営に関わる事業を行っていた会社ですが、今般、当事務所は、株式会社T B I から委任を受け、令和5年8月25日、東京地方裁判所に破産手続開始申立を行いました。

これにより、株式会社T B I は、令和5年9月6日午後5時、東京地方裁判所により破産手続開始決定を受け、破産管財人として山内宏光弁護士（第一東京弁護士会所属）が選任されました。

今後の状況等に関しましては、別紙をご確認いただきますようお願いいたします。

なお、株式会社T B I が破産手続開始申立てに至った経緯については、下記のとおりです（破産手続開始決定申立書添付「申立人債務者株式会社T B I に関する報告書」より抜粋）、お問い合わせいただく際に予めご覧いただけますと幸いです。

記

申立人（株式会社T B I）は、いわゆるMS法人として「ウルフクリニック」の経営に関与していた。具体的には、「ウルフクリニック」は、各院ごとに、それぞれ申立人との間で業務委託契約を締結した医師が開設した上で運営していたものの、物件の賃貸借契約や医療機器の購入、従業員の雇用等は申立人が行っていた。

また医療契約自体は、各院と患者との間で締結されていたが（もっとも渋谷院の一部の患者のみ申立人との間で医療契約を締結しているところ、これらの患者については債権者一覧表に一般債権者として記載済みである）、信販会社やクレジット会社との加盟店契約については、申立人が契約当事者となっていたため、現金払いの患者を除き、信販やカードの売り上げは全て申立人の元に入金されるようになっていた。

このような状況の下、令和4年12月頃、ウルフクリニック新宿院が開設された。

しかし、新宿院を開設する予定であった医師が突如辞退したことから、新宿院の開設から10日以内に保健所に開設届を提出することができなかった。このため、新宿院に保健所の立ち入り調査が行われた。

立ち入り調査が行われたことがきっかけとなり、T w i t t e r 等のSNSでいわゆる「炎上」し、SNS上で「ウルフクリニック」に関する虚実入り混じった内容が広まり、新規患者が減少すると共に、既存患者からの解約が殺到した。

当初は、返金等の対応をするなどして、「炎上」が収まるのを待つ予定であったが、令和5年3月頃、大量のチャージバックが発生したことなどから、信販会社やクレジット会社からの売掛金の入金がストップし、その後、資金がショートした。

これにより、令和5年4月頃、各院の営業がストップした。

以上

(別紙)

○一般債権者の皆様について

今回の破産手続開始申立てにあたっては、株式会社T B I から聞き取った内容をもとに、破産手続開始時に判明している一般債権者の皆様を破産手続開始申立書添付の債権者一覧表に記載させていただきました。

近日中に破産管財人から破産手続の開始に関する通知が届くものと思料されますので、今後の破産手続の進行等につきましては、当該通知をご確認いただきますようお願いいたします。

○「ウルフクリニック」の患者様について

1 渋谷院の一部の患者様について

株式会社T B Iからの聞き取りによれば、「ウルフクリニック」の患者様については、基本的に、各院の開設管理者である医師との間で美容医療サービス契約を締結しており、株式会社T B Iが契約当事者となっていない（直接的な債権債務関係がない）ものの、渋谷院の患者様の一部の方については、渋谷院の開設管理者である医師との間ではなく、株式会社T B Iとの間で美容医療サービス契約を締結しており、株式会社T B Iが契約当事者となっているとのことでした。

このため、今回の破産手続開始申立てにあたっては、渋谷院の患者様のうち株式会社T B Iとの間で美容医療サービス契約を締結した患者様についてのみ債権者一覧表に記載させていただいております。

こちらの患者様については近日中に破産管財人から破産手続の開始に関する通知が届くものと思料されますので、今後の破産手続の進行等につきましては、当該通知をご確認いただきますようお願いいたします。

2 上記以外の患者様について

他方、上記以外の患者様については、美容医療サービス契約が開設管理者の医師との間で締結されており、株式会社T B Iとの間に直接的な債権債務関係がないことから、債権者一覧表への記載はしておりません。このため、破産管財人から破産手続の開始に関する通知が届くことはございませんので、予めご了承ください。

こちらの患者様につきましては、美容医療サービス契約の当事者である開設管理者の医師にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

3 お問い合わせに関する注意事項

当事務所では、株式会社T B Iから電子カルテなど患者様個人の情報に関する資料の引き継ぎを受けてないため、個別の契約内容や施術状況等についてお問い合わせいただいても、ご回答できかねますので、予めご了承ください。

○従業員の皆様について

現在、未払賃金立替払制度に関し、破産管財人において、請求の可否を含めて調査中とのことです。このため、従業員の皆様については、破産管財人の調査が一定程度進んだ段階で、破産管財人から未払賃金立替払制度に関する通知が届くものと思料されますので、破産管財人からの連絡があるまで暫しお待ちいただきますようお願いいたします。

上記調査は、破産管財人が主体となって行うものであるため、当該調査の状況及び請求の状況等について、当事務所にお問い合わせいただいても、ご回答できかねますので、予めご了承ください。未払賃金立替払い制度の概要等については、下記HPをご確認いただきますようお願いいたします。

記

独立行政法人労働者健康安全機構

<https://www.johas.go.jp/chinginengo/miharai/tabid/687/Default.aspx>

○債権者集会について

日時：令和6年1月15日 午後1時30分～

場所：東京地方裁判所中目黒庁舎（ビジネス・コート）

東京都目黒区中目黒2-4-1

○今後のお問い合わせについて

今後、株式会社T B Iに関するお問い合わせについては、お問い合わせの内容に従い、以下の連絡先にご連絡いただきますようお願いいたします。

1 破産手続の進行・未払賃金立替払制度に関するお問い合わせ

破産管財人弁護士 山内 宏 光

奥・片山・佐藤法律事務所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-6 東京倶楽部ビルディング8階

電 話 03-6550-8121

受付時間 平日午前10時～午後6時

2 破産開始前の事情等に関するお問い合わせ

申立代理人弁護士 阿久津 真 也

申立代理人弁護士 野 澤 賢太郎（担当）

弁護士法人阿久津真也綜合法律事務所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-23 ウンピン虎の門ビル4階

電 話 03-5510-5858 F A X 03-5510-5859

受付時間 平日午前11時～午後4時

※お電話が大変混雑する可能性がありますので、予めご了承ください。

※お問い合わせの際には、電話口で「株式会社T B Iの件」とお伝えください。

以上